

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年2月19日
【会社名】	株式会社サハダイヤモンド
【英訳名】	SAKHA DIAMOND Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 姜 杰
【本店の所在の場所】	東京都墨田区千歳三丁目12番7号
【電話番号】	03(3846)2061
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 井上 喜明
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区千歳三丁目12番7号
【電話番号】	03(3846)2061
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 井上 喜明
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 275,000,000円 第11回新株予約権証券 8,550,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 635,550,000円
	(注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加または減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	25,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は、100株となっております。

(注) 1. 平成28年2月19日開催の取締役会の決議によるものであります。

2. 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	25,000,000株	275,000,000	137,500,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	25,000,000株	275,000,000	137,500,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期間
11	5.5	100株	平成28年3月7日		平成28年3月7日から 同月14日まで

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込みの方法は、申込期間に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものいたします。

4. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合は、当該株式（以下「本新株式」といいます。）に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社サハダイヤモンド本社管理部	東京都墨田区千歳三丁目12番7号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 本所中央支店	東京都墨田区両国四丁目30番12号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	570,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	8,550,000円
発行価格	新株予約権1個につき15円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.15円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成28年3月7日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社サハダイヤモンド 本社管理部 東京都墨田区千歳三丁目12番7号
払込期日	平成28年3月7日から同月14日まで
割当日	平成28年3月7日
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 本所中央支店

- (注) 1. 平成28年2月19日に開催された取締役会決議によります。
2. 第三者割当の方法によります。
3. 申込及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに第11回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
4. 振替機関の名称及び住所は、以下の通りです。
名称: 株式会社証券保管振替機構
住所: 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は57,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項ないし第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨その事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」といいます。)は、金11円とする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本欄第3項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」といいます。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>株式分割により当社普通株式を発行する場合 調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本欄第3項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本欄第3項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本欄第3項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本欄第3項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>635,550,000円 (注) すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別欄「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成28年3月14日（本新株予約権の払込完了以降）から平成30年3月13日までとする。（但し、別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。）
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社サハダイヤモンド本社管理部 東京都墨田区千歳三丁目12番7号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 本所中央支店 東京都墨田区両国四丁目30番12号</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、行使価額の150%を上回った場合、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の20取引日前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、取得日において本新株予約権1個につき金15円で、取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる（本項に基づく本新株予約権の取得を請求する権利を、「本取得請求権」という。）。なお、当社が、本取得請求権を行使できることとなった日（東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して行使価額の150%を上回った場合の当該20取引日目の日）から30取引日の間に、上記通知又は公告を行わない場合、当社は本取得請求権を喪失するものとする。なお、当社が本取得請求権の一部を行使し又は喪失した後、再び本取得請求権の行使条件が充たされた場合、当社は本取得請求権を新たに取得するものとし、当該本取得請求権については本項の規定が同様に適用される。なお、本取得請求権により本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他合理的な方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注）1 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権の行使を請求しようとする新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める口座に入金された日に発生する。

2 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

3 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る証券を発行しない。

4 その他

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

（3）【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
910,550,000	10,500,000	900,050,000

（注）1．払込金額の総額は、本新株式の払込価額275,000,000円に本新株予約権の払込金額の総額8,550,000円および行使に際して払い込むべき金額627,000,000円の合計635,550,000円を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

2．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。

3．発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用・弁護士費用7,000,000円、割当予定先等調査費用1,500,000円、新株予約権価格算定費用1,000,000円、有価証券届出書作成費用1,000,000円を予定しております。なお、発行諸費用の内訳については概算額であり、変動する可能性があります。

（2）【手取金の使途】

< 資金調達目的及び理由 >

当社は、昭和31年創業以来、ダイヤモンドを主力商品とした数々の宝飾品を販売してまいりました。平成15年には、日本で唯一社、ロシア連邦サハ共和国（ヤクーチア）政府とダイヤモンド分野における「貿易経済協力」を締結したうえ、ロシア連邦サハ共和国（ヤクーチア）公開型株式会社サハダイヤモンドの株式58%を取得し子会社とし、ロシア連邦サハ共和国産のダイヤモンド原石を仕入、同国内において研磨事業も推進するなど、それまで高品質ながらも流通ルートの確保が難しかったロシア連邦サハ共和国産ダイヤモンドにおける独自の流通ルートの確立に成功いたしました。

また、平成20年以降、インターネットを利用した小売事業にも参入し、さらには小売店舗として東京銀座店や大阪心斎橋店を中心に名古屋、広島、仙台、東京駅前計6店を展開し、これにより原石仕入から研磨、製品化そして小売と、ダイヤモンド事業におけるサプライチェーンを構築するに至りました。

そもそも当社が小売事業に進出したのは、ダイヤモンド事業においては小売事業の利益率が高いためであり、当社の収益性を高めるうえでは不可欠であったためです。しかしながら、当社の主力製品であったブライダルジュエリー分野においては、競争の激化に加えて、少子化・晩婚化の影響等により市場が縮小していく状況にあり、また小売事業は、店舗の継続的な維持改良および広告宣伝の継続的かつ効果的な利用が不可欠な事業であるにもかかわらず、当社の資金難といった状況から広告宣伝費にも予算がかけられない状況が続いたことで、販売不振に拍車がかかり、結果、小売事業からの撤退を余儀なくされてしまいました。現在では本社所在地における本店店舗のみを残して全て撤退しております。

その結果、当社グループは平成16年3月期以降、継続的な営業損失から脱却できずにおり、平成24年3月期から平成27年3月期までの4期連続して営業利益及び営業キャッシュ・フローの額が負の状態となったことから、有価証券上場規程第604条の2第1項第2号に該当する為、上場廃止に係る猶予期間入りしております。今期（平成28年3月期において営業利益もしくは営業キャッシュ・フローの黒字化を達成できない場合には、上場廃止になる状況となっております。当社の株主をはじめとした利害関係者に多大なる損害を与えてしまうおそれのある状況に陥っております。

当社は、上場廃止を回避すべく、全社一丸となって日々営業活動に邁進するとともに、いままでのような状況を改善すべく、当社グループが、本業としているダイヤモンド事業において継続的に業績向上を目指すためには、当社グループのブランドである「パージンダイヤモンド」の知名度アップと併せ、日本国内向けのブライダルジュエリーの販売を強化するため高品質なロシア産ダイヤモンドを、原石の研磨からエンゲージリングまで一貫し生産する

「バージンダイヤモンド」の価値をご理解いただける宝飾品小売店、チェーン店と業務提携を結び、販売網を拡充するとともに、求め易さを重視した商品開発を進めてまいります。

さらに、新規事業によって新たな収益源を獲得する事を目的として、宝飾品を中心とした免税品を訪日外国人向けに販売していくことを目的とした店舗の運営（以下、「免税品販売事業」といいます。）を推し進めていく計画をしております。

免税品販売事業につきまして、当社は平成27年11月に当社代表取締役役に就任しました姜杰が中国の出身であり、中国の国内事情に詳しく、また、中国国内の旅行代理店にパイプを持つことから、訪日中国人を主要顧客としており、具体的には、中国国内の旅行代理店と業務提携して中国人観光客を誘致し、中国人観光客に人気である真珠や珊瑚を中心とした宝飾品を、西新宿に実店舗を構え販売する計画であります。免税品販売事業がターゲットとする市場規模は、平成27年度の訪日外国人市場規模が3兆4771億円であり、うち中国人観光客の市場規模は1兆4174億円と、実に全体の40.8%を占めております（いずれも日本政府観光局公表）。訪日外国人市場は、東京オリンピックが開催される平成32年度までには4兆円規模になると言われており、今後、更なる成長を見込める市場であります。

また、店舗の出店エリアにつきましては、ターゲット顧客である中国人観光客の買い回り先のひとつである「新宿」に隣接する「西新宿」を計画しております。

西新宿には訪日外国人客の宿泊する施設も多く、また、現在、当社代表取締役である姜杰が中国国内の旅行業者と、ツアー客を当店舗に優先的に誘導してもらうように交渉を進めていることから、連日多くの中国人観光客で賑わう新宿に隣接しながらも、ツアー客を取り込む為の観光バスを停車する余地のある当エリアが、当免税品販売事業の店舗出店にふさわしいと判断いたしました。

そのために、当社グループでは在庫拡充の為の仕入資金、および、新規事業への投資資金、収益が安定化するまでの当社運転資金を必要としており、このような手元資金を適時かつ大規模に確保するためには、新たな資金調達が必要であることから、当社は、当社グループの経営方針や経営戦略および当社グループの資金需要について理解いただける割当予定先から資金を調達するため、あらゆる資金調達の選択肢について検討し、今回、本第三者割当による新株および新株予約権の発行による資金調達を実施することを決議いたしました。本第三者割当によって調達した仕入資金と運転資金を活用し、当社グループ全体の事業成長の加速と財務体質の改善を実現し、最終的には当社の企業価値増大に寄与するものと判断しております。

<本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
ダイヤモンド事業における仕入資金等	195	平成28年4月～平成28年11月
免税品販売事業の新規出店費用等	80	平成28年4月～平成28年5月

- (注) 1. 調達した資金は、支出までの期間、当社の取引金融機関の預金口座で保管する予定であります。
2. 今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、在庫資金や本社運転資金などの使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

<本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
ダイヤモンド事業における仕入資金等	185	平成28年4月～平成29年3月
免税品販売事業の在庫資金等	140	平成28年4月～平成29年3月
本社運転資金等	300	平成28年4月～平成30年3月

- (注) 1. 調達した資金は、支出までの期間、当社の取引金融機関の預金口座で保管する予定であります。
2. 本新株予約権による資金調達につきましては、割当予定先であるユーロスター香港からは、当社が資金を必要とするタイミングで行使を表明しているため、来期におけるダイヤモンド事業及び免税品販売事業とともに計画通り事業を遂行できることが資金的に担保されております。具体的には、ダイヤモンド事業では平成28年5月までに200百万円、免税品販売事業では平成28年4月までに220百万円の資金調達が必要な計画としております。しかしながら、もう1つの割当予定先であるPADによる本新株予約権の行使が進まなかった場合にはユーロスター香港が引き受けた本新株予約権をすべて行使した後の本社運転資金や平成29年4月に計画しているダイヤモンド事業の仕入資金（100百万円）が調達できない可能性があります。その場合には、

収益によって得た手元資金の充当やダイヤモンド事業における計画の見直し、広告宣伝費や諸経費の削減によって対応する予定です。

3. 今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

本第三者割当により調達される手取金の使途のより具体的な内容につきましては、以下のとおりです。

ダイヤモンド事業における仕入資金等

当該事業の仕入資金は、ダイヤモンド事業を強化するための仕入資金に充当いたします。

ダイヤモンド事業においては、当社のブランド「バージンダイヤモンド」の、エンゲージリング、マリッジリングのデザインの見直しと商品の拡充をして、同ブランド商品の販売を強化し、また、一般ジュエリーを国内外の業者より仕入れ、ブライダル市場以外のジュエリーマーケットにも販路を拡大する等、あらゆる施策に取り組み、収益拡大に努めてまいります。

具体的には、エンゲージリングおよびマリッジリングをメインとした新サイト「VirginDiamond」及び楽天市場の「ザ・ベストサプライズ」のインターネット販売並びにバージンダイヤモンドショールーム等に売れ筋商品の補充とデザインの刷新を図ることにより、販売を強化し、また「バージンダイヤモンド」の価値をご理解いただける小売店、チェーン店と業務提携をして、当社のブランド「バージンダイヤモンド」の店頭展開を増やし販売網の拡充をしてまいります。

ダイヤモンド事業は委託販売が中心であることから、投下資金の早期回収および販売機会の損失を避ける為には、出来る限り早期での商品補充が望ましく、つきましては、平成28年4月に100百万円、平成28年5月に50百万円、平成28年6月から平成29年3月までに86百万円、平成29年4月に100百万円の合計336百万円の仕入を想定しており、本新株式および本新株予約権の行使によって調達した資金を充当いたします。なお、平成29年4月から平成30年3月までに142百万円の仕入を計画しておりますが、当該期間における仕入につきましては、ダイヤモンド事業で得た収益で充当していく予定であります。

商品の仕入、販売等につきましては、当社における計画となっており、現状として個別の交渉までには至っておりません。

また、ダイヤモンド事業における経費として、平成28年4月から平成29年3月までに販売管理費30.9百万円、平成29年4月から平成30年3月までに販売管理費47.7百万円の合計78.6百万円を見込んでおり、これに本新株予約権の行使によって調達した資金のうち44百万円を充当いたします。

免税品販売事業の新規出店費用、仕入資金等

当社グループは、海外事業、ダイヤモンド事業、ダイヤモンド研磨事業、トレーディング事業、不動産事業の5つを報告セグメントとしておりますが、これらの既存事業に加えて、新規事業として宝飾品を中心とした免税品を訪日外国人向けに販売していくことを目的とした店舗の運営、販売事業を推し進めていく計画です。

免税品販売事業の事業計画につきましては、成長市場である訪日外国人市場において当社の専門分野である宝飾品を中心とした免税品を、中国人をはじめとする訪日外国人向けに販売していくことを目的とした店舗の運営を行っていく計画であります。

店舗を展開する事業としては、当社グループは以前にも、ダイヤモンドの小売店舗として6店舗を展開しておりましたが、当社の資金状況が悪化したことで、継続的な維持改良および広告宣伝の継続的かつ効果的な利用が困難になり、販売不振に陥ったことから、撤退を余儀なくされた経緯がありますが、当免税品販売事業は、以前の小売店舗とは異なり、訪日中国人観光客を主要顧客としており、具体的には、中国国内の旅行代理店と業務提携し、中国人観光客を誘致して、中国人に人気である真珠や珊瑚を中心とした宝飾品を主に日本国内の業者より仕入れて、実店舗を構え販売するものであります。また、当事業の店舗への訪日中国人観光客の誘致にかかる費用は、中国国内旅行代理店への紹介料が主であり、必要となる費用については、販売に至った商品代金から捻出する予定であります。

内訳として、敷金・保証金で30百万円(支出予定時期として平成28年4月を予定)、内装費で50百万円(支出予定時期として平成28年4月から同年5月までを予定)を見込んでおり、出店予定時期としては平成28年6月を予定しておりますが、店舗物件の調査や検討状況等によっては出店予定時期が延びる可能性があります。なお、当免税品販売事業が早期に安定した収益を得るようになるためには、早急な店舗展開が必要になることから、当初費用を平成28年4月から平成28年5月に支出する予定であり、これに本新株式の割当で調達しました80百万円を充当します。

また、当免税品販売事業の商材の中核である真珠および珊瑚は、当社グループにほぼ在庫が無いことから、早急な商品補充を必要としており、同商品の仕入に平成28年4月から平成28年5月までに130百万円を想定しており、かつ、平成28年4月から平成29年3月までの免税品販売事業における経費・販売管理費への充当として10百万円を想定しておりますが、これらの資金については、本新株予約権の行使によって調達した資金を充当いたします。

なお、紹介料につきましては、今後、中国国内旅行代理店と協議をいたしまして決定をし、商品の上代価格に転嫁いたします。

また、商品の仕入、販売等につきましては、当社における計画となっており、現状として個別の交渉までには至っておりません。

なお、設備計画の変更につきましては、後記「第三部 追完情報 2. 設備計画の変更」をご参照ください。

本社運転資金等

本社の運転資金は、当社グループの平成28年3月期における販売管理費の見込が約148百万円であることから、当社グループの平成29年3月期における本社運転資金としては、人員強化による契約社員の増加分で約3百万円を含めた約150百万円を想定しており、また、平成30年3月期も同水準の本社運転資金を想定しているため、2年で約300百万円の本社運転資金を見込んでおります。

当社は、現時点において、既存事業の収益のみでは運転資金を賄うことができておらず、調達した資金を運転資金として使用する予定であります。具体的には、当社における運転資金としては、本社の内部管理および管理（経理およびIR担当）部門人員を新規に採用し、管理体制の強化を図ることによる人件費の増加および株主数が増加することによる証券代行手数料の増加、監査報酬といった上場維持のための最低限の間接的経費として資金が必要となり、その内訳は、1年間で人件費約46百万円、支払手数料約24百万円、支払報酬約40百万円、その他販売管理費約38百万円、人員強化による契約社員の増加分約3百万円の合計で約150百万円でありますが、2年ほどはそのすべてが不足することを想定して、合計で約300百万円を充当する計画であります。

< 資金調達の方法として本第三者割当による新株式および新株予約権発行を選定した理由 >

当社グループが今後、収益を確保し、かつ、安定的に成長していくためには、当社の強みであるロシア連邦サハ共和国産ダイヤモンドの同国内における原石仕入から自社研磨という独自の流通ルートを最大限に活かし、同ダイヤモンドを、日本国内のプライダル市場での販売を強化すること、また、定期的かつ継続的な販売体制を構築すること、および、新規事業として宝飾品を中心とした免税品を訪日外国人向けに販売していくことを目的とした店舗の運営を推し進めることにより当社グループの収益向上を図ることが、当社グループの安定基盤の確立および企業価値向上に資すると判断しております。

しかしながら、上記のとおり、当社の運転資金や財務基盤の健全性を維持していくために新たな資金調達が必要である一方で、当社グループは平成16年3月期以降、継続して営業損失および経常損失を計上したことから間接金融による資金調達が困難な状況にあり、直接金融による資金調達を検討いたしました。

そして、公募による新株式発行については、現在の当社の財務状況や時価総額の大きさ等を考えると、引受証券会社を見つけることは困難であり、第三者割当による方法が現実的であるとの考えにいたりました。そして、第三者割当による資金調達において、新株式の発行は、株式価値の希薄化を一時的に引き起こし、既存株主の利益を損なう恐れはありますが、確実に資金を調達できるメリットがあることから、割当予定先であるEurostar HK Holdings Limited（以下、「ユーロスター香港」といいます。）およびPing An Dynamic Fund I（以下、「PAD」といいます。）と新株式発行による資金調達の方法で交渉を重ねてまいりました。割当予定先の1つであるユーロスター香港からは、当社グループが必要とする調達金額を新株式で一部を引き受け、当社の仕入資金や運転資金等の資金需要が生じた際に機動的に資金調達ができ、一度に大幅な希薄化が生じることを回避できる新株予約権で引き受けたいとの要望がありました。また、もう1つの割当予定先であるPADは、当社グループの経営方針や経営戦略および当社グループの資金需要についてご理解いただき、新株式での引き受けを了承いただけましたが、全額を新株式で引き受けるのは難しいとの申し出があり、当社としても新株予約権の割り当てを実施することで、当社グループの損益状況や財務状況に応じて、段階的に必要な資金を調達し、また一度に大幅な希薄化が生じることを回避することができるメリットがあることから、ユーロスター香港およびPADと協議した結果、本第三者割当による新株式および新株予約権の発行による資金調達の方法を選択いたしました。本新株予約権については、当社が割当予定先であるユーロスター香港およびPADに本新株予約権の行使を請求できる行使指定等の合意はなされておりませんが、ユーロスター香港からは、当社の資金状況や資金の必要性を確認した上で、仮に当社の株価が行使価額を下回っている場合であっても、本新株予約権の行使を行う予定である旨を表明しており、その旨の確認書を受領しております。また、PADからは、当社の資金状況、資金の必要性を確認した上で、当社の株価が行使価額を下回っていない場合には、確実に本新株予約権の行使を行う予定であることを口頭で確認しております。

（本新株予約権の特徴）

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

< メリットとなる要素 >

本新株予約権は、発行当初から行使価額は11円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から57,000,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額および割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。本新株予約権には、上述「4 新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等」の「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に記載のとおり、150%コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権には、譲渡制限条項が規定されており、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。

<デメリットとなる要素>

本新株予約権の行使が進んだ場合、57,000,000株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることになります。

新株予約権の行使が進まない可能性

当社株価が行使価額を下回って推移している場合には、本新株予約権の行使が進まず当社の予定する資金調達が十分に行えない可能性があります

当社の株価が下落する可能性

割当予定先であるPADは、本新株予約権の行使によって取得した当社普通株式について市場において売却する可能性があります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

割当予定先1

(1) ファンドの名称	Ping An Dynamic Fund I	
(2) 所在地	Elian Fiduciary Services (Cayman) Limited, 89 Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9007, Cayman Islands	
(3) 設立根拠等	ケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づくL P S (Limited Partnership)	
(4) 組成目的	持分証券あるいは転換社債等への投資による売却益の獲得	
(5) 組成日	平成27年7月28日	
(6) 出資の総額	9億円	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	Cheung Kam Fai 100%	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	Ping An Asset Management Limited
	所在地	Elian Fiduciary Services (Cayman) Limited, 89 Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9007, Cayman Islands
	代表者の役職・氏名	Director: Cheung Kam Fai Director: Zhu Shi Xing
	事業内容	投資業
	資本金	50,000 USD
(9) 国内代理人の概要	名称	東京桜橋法律事務所
	所在地	東京都中央区八丁堀二丁目10番9号
	代表者の役職・氏名	代表弁護士 豊田 賢治
	事業内容	法律事務所
	資本金	該当事項はありません。
(10) 上場会社と当該ファンドとの関係(注)	上場会社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。
	上場会社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。
	上場会社と国内代理人との関係	該当事項はありません。

(注) 上場会社と当該ファンドとの関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

割当予定先2

a. 割当予定先の概要	名称	Eurostar HK Holdings Limited (ユーロスター香港)	
	本店の所在地	ROOM817, Tower B New Mandarin Plaza, 14 Science Museum Road, Kowloon, Hongkong	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
	代表者の役職及び氏名	Director 姜 杰	
	資本金	3.00USD	
	事業の内容	投資事業	
	主たる出資者及びその出資比率	Director Jiang Jacky 姜 杰 (ジャン ジェー) (100.00%)	
b. 提出者と割当予定先との関係(注)	出資関係	当社が保有する割当予定先の株式の数	Eurostar HK Holdings Limitedは当社株式を0.29%所有しております。
		割当予定先が保有する当社株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	Eurostar HK Holdings Limitedの100%出資の大株主であり、同Directorの姜杰は当社代表取締役社長であります。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。	

(注) 当社と割当予定先との関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、ファイナンスを行うに際し、事業目的を明確にした事業計画に基づく実行が必要であり、また既存株主、投資家、証券市場における株式価値への影響は最小限度に抑制されるようにすべきと考えておりますが、当社が継続的に純損失を計上していることなどから金融機関からの借入は困難な状況にあります。また、金融機関からの借入以外の資金調達方法としては、公募増資、株主割当増資などの手段がありますが、当社グループの現在の業績から考慮すると、当社の期待する規模および時期における資本調達の可能性は低いと考えざるを得ない状況にあるため、第三者割当による新株式および新株予約権の発行はやむを得ないと判断いたしました。その上で、既存株主の皆様への株式の希薄化という不利益の程度、少なくとも日証協指針の範囲内の条件で引受けをしていただけること、当社が必要とする資金を短期間に確実に調達ができる最善の手段を用いること、当社自らがファイナンスの引受先に直接出向いてコミュニケーションを図り、当社の経営成績および財政状況、今後の事業展開、今回の調達資金の用途について十分にご理解していただけることが確認できること、および反社会的勢力と一切の関わりがないことの確認ができることを基準に、割当予定先を探してまいりました。そうしたところ、平成27年10月に、香港の上場会社であるMadex International Holding Limited (HKSE証券コード:0231、住所: Suite 3005, 30/F, West Tower Shun Tak Centre 168-200 Connaught Road Central: 代表者Zhang Guodong、以下「MIH」といいます。)の連結子会社である証券会社 Ping An Securities Limited (152-155 Connaught Road Central, Hong Kong、以下「PAS」といいます。)の紹介を受け、同社と本資金調達に関する協議を重ねてまいりました。しかしながら、PAS自体で本第三者割当における新株式および新株予約権の引受けを行うことは、当社が現在、平成28年3月期において営業損失を計上し、かつ営業キャッシュ・フローがマイナスになった場合にJASDAQの基準により当社株式が上場廃止となる猶予期間にあることから、上場会社であるMIHの連結子会社としてリスクが大きいとして、今回の割当先に、MIHの大株主でもあるCheung Kam Fai氏が100%株式を保有するPing An Asset Management Limited (住所: Elian Fiduciary Services Limited, 89 Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9007, Cayman Islands: 代表者Cheung Kam Fai、以下「PAM」といいます。)を紹介いただきました。そしてPAMと協議をした。結果、日本市場向け投資の為に設立されたファンドであるPADでの引き受けとしたい旨の話がありました。なお、PADはCheung Kam Fai氏が100%出資しており、PAMが業務執行組合員になっております。当社としましても、PADは純投資を目的としており、当社の経営へ関与する意向がないことが明らかな割当予定先であると考えており、当社が自発的かつ独自に収益性、将来性を高める諸施策を実行するうえで、最良の選択であると考え、PADを本資金調達の割当予定先として選定いたしました。

また、もう1社の割当予定先であるユーロスター香港につきましては、当社の代表取締役社長である姜杰が100%出資の大株主であり、姜杰の資産管理会社として投資業を行っておりますが、ユーロスター香港より、本件資金調達に応じることが可能である旨の回答を得ました。ユーロスター香港は、当社の代表取締役社長である姜杰がDirectorおよび大株主であることから当社の経営成績ならびに財政状況、今後の事業展開、今回の調達資金の用途についても十分に理解しており、また、当社の資金状況や資金の必要性に応じて、仮に当社の株価が行使価額を下回っている状態にあっても、本新株予約権の行使することを表明していることから、ユーロスター香港を候補先として選定することが

最適であると判断いたしました。

当社は、上記候補先と最終的な面談ならびに資産の調査、反社調査などを行ったうえ、上記候補先を本資金調達の割当予定先に決定いたしました。他方、約1年前から当社取締役会は、当社の状況を鑑み、確実に資金調達を実現するため、また、第三者割当増資を行うことにより今後の長期的な経営の安定を図るため、本第三者割当について議論してまいりました。このような議論を踏まえて、当社は、上記候補先2者と面談並びに資産の調査、反社調査などを行ったうえ、上記候補先を本資金調達の割当予定先に最終決定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

割当予定先の氏名又は名称	割当株式数
Ping An Dynamic Fund I	新株 20,000,000株
	新株予約権 27,000個
	(その目的となる株式 27,000,000株)
Eurostar HK Holdings Limited	新株 5,000,000株
	新株予約権 300,000個
	(その目的となる株式 30,000,000株)

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先PADより株式の保有方針について、PADが当社の新株式および新株予約権を引き受ける理由はあくまで純投資であり、キャピタルゲインの獲得のみを目的としているため、当社の株価の動向によりある水準のキャピタルゲインが得られる場合には、当社株式および新株予約権の行使によって入手した当社株式を市場で売却すると説明を口頭で受けております。

また、もう1つの割当予定先であるユーロスター香港の保有方針につきましては、2年以内で売却する意向はなく、2年以上の中長期間に渡り保有する方針であることを口頭にて確認しております。

なお、当社は割当予定先が本株式の全部又は一部を第三者に譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、当社に書面により報告する旨、並びに当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所に報告し、当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を受領する予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるPADからは、平成27年2月18日付でメイ銀行（所在国：香港）の243百万円の資金証明書を手入れし、資金面で問題がないことを確認しております。なお、PADの予約権行使に関する資金についても問題のないことを、口頭にて確認しております。

また、もう1つの割当予定先であるユーロスター香港につきましては、100%出資の大株主であり当社代表取締役である姜杰の資金証明書（平成28年1月28日付でBEA東亜銀行（所在国：香港）の33.5百万香港ドル（約491百万円）および5.3百万人民币（約93百万円）を手入れしており、当該資金が自己資金であること、および、ユーロスター香港に資金を貸し付ける旨の確約書を受領していることから、割当予定先であるユーロスター香港の資金面について、問題はないと判断しております。

なお、香港ドルの円換算は平成28年2月18日現在の1香港ドル14.64円によります。また、人民币の円換算は平成28年2月18日現在の人民币17.48円によります。

g. 割当予定先の実態

当社は、企業調査等を依頼している、第三者機関である民間調査会社（株式会社ジェイ・ピー・エス：代表取締役村上 英嗣：東京都千代田区神田神保町三丁目2番5号 以下、「ジェイ・ピー・エス」といいます。）に割当予定先が反社会的勢力との関係を有していないかの調査を委託しており、ユーロスター香港およびPADは反社会的勢力と一切関係のないこと、ならびに暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下、「特定団体等」といいます。）に該当せず、かつ、特定団体等とは一切関係がないことを当社として確認しております。

また、ユーロスター香港の大株主およびDirectorであり当社の代表取締役である姜杰やPADの100%出資者であるCheung Kam Fai氏およびPAMのDirectorであるCheung Kam Fai氏、Zhu Shixing氏につきましても、第三者機関である民間調査会社のジェイ・ピー・エスから反社会的勢力と一切関係のないこと、ならびに特定団体等に該当せず、かつ、特定団体等とは一切関係がないことを確認いたしました。

また、当社は、割当予定先であるユーロスター香港、ユーロスター香港の大株主およびDirectorであり当社の代表取

締役である姜杰やPAD、および、PADの100%出資者であるPAMおよびPAMのDirectorであるCheung Kam Fai氏、PADの業務執行組員であるPM、PAMのDirectorであるZhu Shixing氏が暴力団等とは一切関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを防げません。

また、本新株式について該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式

発行価格は、株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準とし、割当予定先であるPADとの間で協議を重ねた結果、直前営業日の終値と同額である11円といたしました。

発行価格を株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値を基準とした経緯としましては、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)(以下「日証協指針」といいます。)

によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その発行価格は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価格(直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価格)を基準として決定することとされているため、これに従い、当社取締役会決議日の直前営業日の終値を発行価格の基準といたしました。

なお、当該発行価格は、本件第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日までの1カ月間の終値平均である9円から22%のプレミアム、当該直前営業日までの3カ月間の終値平均である10円から10%のプレミアム、当該直前営業日までの6か月間の終値平均である14円から21%のディスカウントとなっております。

以上のことから、当社取締役会においては、今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、本新株式の発行価格は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。また、当社の監査役3名(うち2名は社外監査役)からも、本第三者割当による新株式の発行は、取締役会決議日の直前営業日の終値に基づくものであり、また、取締役会決議日から直近の6か月間の終値平均からディスカウントになっているものの、直近の1か月間の終値平均

均および3か月間平均に対してはプレミアムを有するものであることから、特に有利な払込金額には該当せず、適法である旨の意見を監

査役全員の賛同のもと表明しております。当社取締役会において、監査役3名からその旨の説明を受け、当社取締役会の賛同のもと、本第三者割当による新株式の発行を決議しております。なお、当社代表取締役社長である姜杰は、本件第三者割当の割当予定先の1つであるユーロスター香港の100%出資の大株主であり、特別の利害関係を有するため、当該決議には参加いたしていません。

本新株予約権

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他の上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(住所:東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表者:代表取締役社長 能勢 元)に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

また、当該機関の公正価値の算定については、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)、本新株予約権の発行要項および割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しております。

なお、当該機関による算定の条件として、基準となる当社株価11円(平成28年2月18日の終値)、権利行使価額11円、ボラティリティ72.16%(平成26年1月から平成28年1月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間2年、リスクフリーレート-0.150%(評価基準日における中期国債レート)、配当率0%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき14.6円との結果を得ております。

本新株予約権の行使価額については、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値と同額である11円といたしました。行使価額の決定に際し、取締役会決議日の直前営業日の株式会社

東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したことによります。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

・割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提として、行使期間最終日(平成30年3月13日)に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

・取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得およびその消却が行われる可能性があることから、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社の取得条項の発動前提は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合に発動することとしております。なお具体的な取得条項の発動時の株価水準は行使価額11円に150%を乗じた16円(小数点以下切捨て)としており、取得条項が発動された場合、割当先がすべての本新株予約権を行使するものとしております。当社は、取得条項がない場合についても、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

・株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株式を発行することによる、1株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算定式により考慮しております。

行使後の株価 = (行使時株価 × 発行済株式総数 + 行使価額 × 行使による発行株式数) / (発行済株式総数 + 行使による発行株式数)

なお、任意取得条項の発動時の株価水準である16円の時に全量行使されたと仮定した場合、希薄化により株価が15円(小数点以下切捨て)に低下するとの前提としております。

行使後の株価 = (16円 × 333,172,137株 + 11円 × 57,000,000株) / (333,172,137株 + 57,000,000株) = 15円

・株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり266,210株(最近2年間の日次売買高の中央値である2,662,100株の10%)ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール(自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価額への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから、日次売買高の10%という数値を採用しており、このような前提は妥当であると考えております。

・その上で、当社は本新株予約権の公正価値(1個当り14.6円)と本新株予約権の払込金額(1個当り15円)を比較し、本新株予約権の払込金額が本新株予約権の公正価値を上回る払込金額となっていることから、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

なお、当社監査役3名(うち2名は社外監査役)全員から、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は、当社と取引関係がなく当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額を上回る払込金額として決定していることから、有利発行には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。当社取締役会において、監査役3名からその旨の説明を受け、当社取締役会の賛同のもと、本第三者割当による新株予約権の発行を決議しております。

なお、当社代表取締役社長である姜杰は、本件第三者割当の割当予定先の1つであるユーロスター香港の100%出資の大株主であり、特別の利害関係を有するため、当該決議には参加いたしておりません。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当による新株式および新株予約権発行に係る潜在株式数は、それぞれ25,000,000株および57,000,000株の合計82,000,000株(議決権個数は820,000個)であり、平成27年9月30日現在の当社発行済株式総数333,172,137株に対して24.61%、同日現在の議決権総数3,326,202個に対しては24.65%となります。そのため、本第三者割当による新株式および新株予約権の発行により、一定の希薄化が生じることになります。

当社は、現在、継続企業の前提に重要な疑義が存在しており、これらを早期に解消し、収益基盤の確保を図るために有効な資金調達的手段を講じる必要に迫られております。当社は、このような状況を改善すべく、成長基盤の確立と企業価値の向上を図るとともに平成29年3月期以降、既存事業である海外事業やダイヤモンド事業等の構造改革により営業キャッシュ・フローの黒字化を目指すことのみならず、新規事業によって新たな収益源を獲得する事を目的としているため、売上の増大だけでなく利益率の向上、および、既存事業との相乗効果が見込め、また、強固な利益体質を目指すためにも、本第三者割当増資は当社の中期的な企業価値の向上を図り、既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。当社の事業の積極的推進による収益力の改善など、喫緊に資金を必要としている当社の資金需要を満たし、キャッシュ・フローを改善することが、当社グループの事業基盤の安定のための財務基盤の強化及び将来収益の源泉の確保となり、中長期的に当社の企業価値向上に資するものであります。

本第三者割当により一時的に株式の希薄化が生じたとしても、当該条件によらなければ他に現実的なより良い資金調達的手段はなく、本新株式の発行における資金調達が実施されない場合、当社の手元流動資金も枯渇し、当社グループの事業の積極的な推進もできないこととなり、当社グループが進める事業計画の実現にも支障をきたすおそれがあるため、その結果として発行数量、株式の希薄化の規模はやむを得ないものであると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当による新株および新株予約権発行に係る潜在株式数は、それぞれ25,000,000株および57,000,000株の合計82,000,000株(議決権個数は820,000個)であり、平成27年9月30日現在の当社発行済株式総数333,172,137株に対して24.61%、同日現在の議決権総数3,326,202個に対しては24.65%となるため、本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23 6)」に該当する大規模な第三者割当による新株式および新株予約権の発行に該当いたしません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

(1) 本新株式割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の 総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合
宗教法人天照の神の会 代表役員 小松 賢壽	栃木県芳賀郡芳賀町西水沼1047-1	47,838,910	14.38%	47,838,910	13.38%
CBHK-GUOTAI JUNAN SECURI TIES(HONG KONG) LIMITED- CLIENT ACCOUNT	10/F, TWO HARBOURFRONT, 22 TAK FUNG STREET, HUNG HOM. KOWLOON. HONG KONG	39,437,725	11.86%	39,437,725	11.03%
CBHK-PHILLIP SEC (HK) LTD-CLIENT MASTER	10/F, TWO HARBOURFRONT, 22 TAK FUNG STREET, HUNG HOM. KOWLOON. HONG KONG	27,380,600	8.23%	27,380,600	7.66%
Ping An Dynamic Fund I	Elian Fiduciary Services (Cayman) Limited, 89 Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1- 9007, Cayman Islands	0	0.00%	20,000,000	5.59%
CBHK-CHINA EVERBRIC SECURITIES(HK) LIMITED- CLIENT SAFKEEP ACCOUNT	10/F, TWO HARBOURFRONT, 22 TAK FUNG STREET, HUNG HOM. KOWLOON. HONG KONG	12,388,800	3.72%	12,388,800	3.46%
CBSG-MAYBANK KIM ENG SECURITIES PTE. LTD. A/C CLIENT	16/F. 8 MARINA VIEW. #21-00 ASIA SQUARE TOWER 1 SINGAPORE 018960	10,355,000	3.11%	10,355,000	2.90%
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700700	22/F., LI PO CHUN CHAMBERS, 189 DES VOEUX ROAD CENTRAL. HONG KONG	6,213,200	1.86%	6,213,200	1.74%
SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED- SEGREGATED CLIENT A/C	42/F, THE LEE GARDENS, 33 HYSAN AVENUE, CAUSEWAYBAY, HONG KONG	6,097,900	1.83%	6,097,900	1.71%
Eurostar HK Holdings Limited	ROOM817, Tower B New Mandarin Plaza, 14 Science Museum Road, Kowloon, hongkong	964,599	0.26%	5,964,599	1.67%
THE BANK OF NEW YORK - JASDECNON-TREAY ACCOUNT	GLOBAL CUSTODY. 32ND FLOOR ONE WALL STREET. NEW YORK NY. USA	5,140,000	1.54%	5,140,000	1.44%
マネックス証券株式会社	千代田区麹町2丁目4-1	3,741,253	1.12%	3,741,253	1.05%
宝天大同 代表役員代務者 李 義明	神戸市北区山田町下谷上字箕谷3-1	3,090,000	1.05%	3,090,000	0.86%
計	-	162,647,987	48.95%	187,647,987	52.47%

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

2. 平成27年9月末日時点の株主名簿を基にして作成しております。

3. 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数は平成27年9月末日現在の株主名簿に基づき551,937株であります。

(2) 本新株式割当及び本新株予約権全部行使後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の 総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合
宗教法人天照の神の会 代表役員 小松 賢壽	栃木県芳賀郡芳賀町西水沼1047-1	47,838,910	14.38%	47,838,910	11.54%
Ping An Dynamic Fund I	Elian Fiduciary Services (Cayman) Limited, 89 Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1- 9007, Cayman Islands	0	0.00%	47,000,000	11.34%
CBHK-GUOTAI JUNAN SECURI TIES(HONG KONG) LIMITED- CLIENT ACCOUNT	10/F, TWO HARBOURFRONT, 22 TAK FUNG STREET, HUNG HOM. KOWLOON. HONG KONG	39,437,725	11.85%	39,437,725	9.51%
Eurostar HK Holdings Limited	Floor10, BlockA, No.1701 Century Boulevard, PuDong, Shanghai, China	964,599	0.29%	35,964,599	8.67%
CBHK-PHILLIP SEC (HK) LTD-CLIENT MASTER	10/F, TWO HARBOURFRONT, 22 TAK FUNG STREET, HUNG HOM. KOWLOON. HONG KONG	27,380,600	8.23%	27,380,600	6.60%
CBHK-CHINA EVERBRIC SECURITIES(HK) LIMITED- CLIENT SAFKEEP ACCOUNT	10/F, TWO HARBOURFRONT, 22 TAK FUNG STREET, HUNG HOM. KOWLOON. HONG KONG	12,388,800	3.72%	12,388,800	2.99%
CBSG-MAYBANK KIM ENG SECURITIES PTE. LTD. A/C CLIENT	16/F. 8 MARINA VIEW. #21-00 ASIA SQUARE TOWER 1 SINGAPORE 018960	10,355,000	3.11%	10,388,800	2.50%
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700700	22/F., LI PO CHUN CHAMBERS, 189 DES VOEUX ROAD CENTRAL. HONG KONG	6,213,200	1.86%	6,213,200	1.50%
SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED- SEGREGATED CLIENT A/C	42/F, THE LEE GARDENS, 33 HYSAN AVENUE, CAUSEWAYBAY, HONG KONG	6,097,900	1.83%	6,097,900	1.47%
THE BANK OF NEW YORK - JASDECNON-TREAY ACCOUNT	GLOBAL CUSTODY. 32ND FLOOR ONE WALL STREET. NEW YORK NY. USA	5,140,000	1.54%	5,140,000	1.24%
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町2丁目4-1	3,741,253	1.12%	3,741,253	0.90%
宝天大同 代表役員代務者 李 義明	兵庫県神戸市北区山田町下谷上字箕 谷3-1	3,090,000	1.05%	3,090,000	0.75%
計	-	162,647,987	48.95%	244,681,787	59.01%

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

2. 平成27年9月末日時点の株主名簿を基にして作成しております。

3. 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数は平成27年9月末日現在の株主名簿に基づき551,937株であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第50期）及び四半期報告書（第51期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成28年2月19日）までの間において、追加がありました。以下の内容は、当該「事業等のリスク」の追加を記載したものであり、追加箇所は下線で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、後記 2. 設備計画の変更」に記載の設備計画を除き、本有価証券届出書提出日（平成28年2月19日）現在においてもその判断に変更はありません。

(1)～(2) 略

(3) 株式価値の希薄化及び株価への影響について

平成28年2月19日開催の当社取締役会において、Ping An Dynamic Fund I及びEurostar HK Holdings Limitedを割当予定先とする本第三者割当増資による新株式及び新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。

当社の現在の発行済株式数333,172,137株（議決権の数は3,326,107個）に対して、本第三者割当増資による新株式及び新株予約権の発行により交付される株式数は82,000,000株（議決権の数は820,000個）であり、発行済株式数に対して24.61%（議決権に対しては24.65%）の希薄化が生じます。

当社は、現在、継続企業の前提に重要な疑義が存在しており、これらを早期に解消し、収益基盤の確保を図るために有効な資金調達的手段を講じる必要に迫られております。当社は、このような状況を改善すべく、成長基盤の確立と企業価値の向上を図るとともに平成29年3月期以降、既存事業である海外事業やダイヤモンド事業等の構造改革により営業キャッシュ・フローの黒字化を目指すことのみならず、新規事業によって新たな収益源を獲得する事を目的としているため、売上の増大だけでなく利益率の向上、及び既存事業との相乗効果が見込め、また、強固な利益体質を目指すためにも、本第三者割当増資は当社の中期的な企業価値の向上を図り、既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。当社の事業の積極的推進による収益力の改善など、喫緊に資金を必要としている当社の資金需要を満たし、キャッシュ・フローを改善することが、当社グループの事業基盤の安定のための財務基盤の強化及び将来収益の源泉の確保となり、中長期的に当社の企業価値向上に資するものであります。

(4) 当社株式の「業績」に係る猶予期間に関して

当社は平成9年（当時）に親会社であったイスラエルのダイヤ業者との取引で多大な不良債権を発生させ、以来、業界における信用力が低下し、きわめて厳しい業績を強いられてきました。その後、平成23年5月に中国のユーロスター上海の資本参加を得て、同社と業務提携を行い、業績の回復に努めてまいりました。その結果、ロシア連邦サハ共和国におけるダイヤモンド研磨事業が軌道に乗り、新たに新設した中国上海の子会社も順調に業績を伸ばしてまいりました。一方、国内の店舗及びインターネットでのダイヤモンド販売事業は不振を極め、それに伴う人材の流出もあって大幅な事業縮小を余儀なくされ、慢性的な赤字体質から脱却できないまま現在に至っており、当社は、平成28年3月期に営業利益及び営業キャッシュ・フローが負の場合は、上場廃止となります。

(5) 当社株式の「株価」基準に係る猶予期間に関して

当社株式は、平成27年12月の上場株価（月末終値及び月間終値平均）が10円未満となり、株式会社東京証券取引所より、当社株式が「株価」基準による上場廃止に係る猶予期間入りしております。なお、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程第604条の2第1項第1号」では、株価が10円未満となった場合において、3か月以内に10円以上とならないとき（月末終値又は月間終値平均が10円未満となった月の末日の翌日から起算して3か月が経過するまでの期間に、月末終値及び当該月の月間終値平均の両方が10円以上とならない場合）は上場廃止になる旨規定されており、平成28年3月31日までに10円以上となる条件を満たさなかった場合は、上場廃止となります。

2. 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第50期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除去等の計画」は、本有価証券届出書提出日（平成28年2月19日）現在以下の通りとなっております。下記の設備計画を除き、その他の資金計画に変更はございません。

重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	事業部門の名称	設備の内容	投資予定額 (百万円)		資金調達方法	着手及び完成予定	
			総額	既支払額		着手年月	完成予定年月
西新宿店（未定）	免税品販売事業	店舗新設	50	-	新規株式発行による資金	平成28年5月	平成28年6月

3. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第50期事業年度）の提出日以降、本届出書の提出日（平成28年2月19日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

（平成27年9月30日提出 臨時報告書）

1. 提出理由

当社は、平成27年9月25日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 異動に係る代表取締役の氏名、生年月日、新旧役職名、異動年月日および所有株式数
代表取締役でなくなる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
姜 杰 (昭和38年3月8日)	取締役	代表取締役社長	平成27年9月25日	0株

所有株式数については、提出日現在の株式数を記載しています。

（平成27年12月1日提出 臨時報告書）

1. 提出理由

当社は、平成27年11月26日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 異動に係る代表取締役の氏名、生年月日、新旧役職名、異動年月日及び所有株式数
新たに代表取締役になる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
姜 杰 (昭和38年3月8日生)	代表取締役社長	取締役	平成27年11月26日	0株

所有株式数については、提出日現在の株式数を記載しています。

(3) 新たに代表取締役となる者の略歴

氏名	略歴	所有株式数
姜 杰	平成14年3月 ユーロスターダイヤモンド上海 総裁（現任） 平成14年5月 上海ダイヤモンド取引所理事（現任） 平成22年1月 中国宝石ジュエリー業界協会副会長（現任） 平成22年4月 ベルギー・ダイヤモンド高等議会（HRD）中国主席（現任） 平成23年6月 株式会社サハダイヤモンド取締役（現任） 平成23年12月 株式会社サハダイヤモンド取締役副社長 平成24年6月 株式会社サハダイヤモンド代表取締役社長 平成27年9月 株式会社サハダイヤモンド代表取締役社長退任	0株

（平成28年1月5日提出 臨時報告書）

1. 提出理由

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動が生じる見込みとなりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

退任する監査公認会計士等の名称
東京中央監査法人

(2) 当該異動の年月日

平成27年12月31日

(3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

平成25年10月25日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等又は内部統制監査報告書における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

東京中央監査法人より、監査体制の維持が困難であることから、解散する見込みとなり、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等を退任するとの連絡を受けました。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等又は内部統制監査報告書の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

(7) 後任の監査公認会計士等の選任

本件に伴い、当社の会計監査人が一時不在となりますが、当社は可及的速やかに一時的会計監査人の選任を行うべく、手続きを進めてまいります。

（平成28年1月21日提出 臨時報告書）

1. 提出理由

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動に関し、当社の監査公認会計士等の異動があり、平成28年1月13日開催の監査役会において、一時的会計監査人の選任を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の氏名又は名称

監査公認会計士等となる者（一時的会計監査人） 監査法人アリア

(2) 当該異動の年月日

平成28年1月13日

(3) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の監査公認会計士等でありました東京中央監査法人から、平成27年12月25日に退任するとの連絡を受けました。当社といたしましては、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等が不在になることを回避するため、他の監査公認会計士等を一時会計監査人として選任することを検討した結果、平成28年1月13日開催の監査役会において、監査法人アリアを一時会計監査人として選任いたしました。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第50期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第51期第3四半期)	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	平成28年2月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月26日

株式会社サハダイヤモンド

取締役会 御中

東京中央監査法人

代表社員 公認会計士 上野 宜春 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 森 伸元 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サハダイヤモンドの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サハダイヤモンド及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において187百万円の純損失を計上し、平成16年3月期より継続的な損失を計上しており、キャッシュ・フロー面でも、営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスが続いている。当該状況により、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社サハダイヤモンドの平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社サハダイヤモンドが平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月26日

株式会社サハダイヤモンド

取締役会 御中

東京中央監査法人

代表社員 公認会計士 上野 宜春 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 森 伸元 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サハダイヤモンドの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サハダイヤモンドの平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において58百万円の損失を計上、継続的な損失を計上しており、キャッシュ・フロー面でも、営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスが続いている。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象に含まれません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月15日

株式会社サハダイヤモンド

取締役会 御中

監査法人アリア

代表社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 秀俊 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山中 康之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サハダイヤモンドの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成27年10月1日から平成27年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サハダイヤモンド及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績の状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、前連結会計年度において187百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、平成16年3月期より継続的な営業損失を計上しており、キャッシュ・フロー面でも、営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスが続いている。また、当第3四半期連結累計期間においても、218百万円の営業損失、181百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失を計上している。これらにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成27年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成27年2月13日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成27年6月26日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。